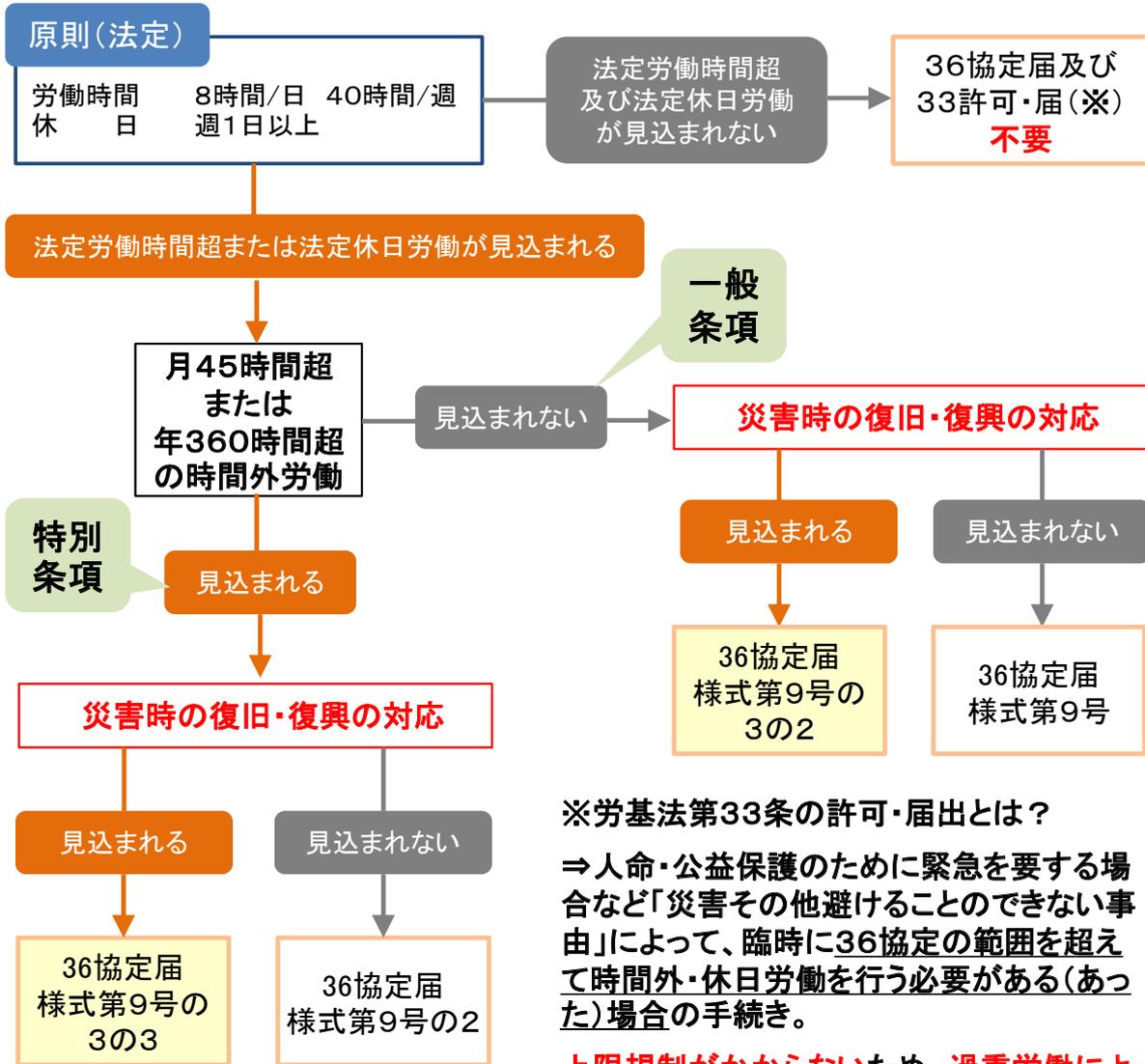


時間外・休日労働を行う場合の手続き ～ 建設業における時間外労働上限規制への対応～

栃木労働局



※労基法第33条の許可・届出とは？
⇒人命・公益保護のために緊急を要する場合など「災害その他避けることのできない事由」によって、臨時に36協定の範囲を超えて時間外・休日労働を行う必要がある(あった)場合の手続き。

上限規制がかからないため、過重労働による健康障害防止対策が重要。

時間外・休日労働の上限規制

時間外労働(※災害時の復旧・復興の対応に要する時間を含む。)
月**45**時間を超える回数は**6**回以内 かつ 年**720**時間以内

時間外・休日労働(※災害時の復旧・復興の対応に要する時間を除く。)
月**100**時間未満 かつ 2～6か月の平均は常に月**80**時間以内

いわゆる過労死ライン！